明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○無線局免許手続規則の一部を改正する省令（総務九六）　二
〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（内閣府一三三）　二
○簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める件の一部を改正する件（総務三三一）　六
○自動識別装置を装置しなければならない陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局及び簡易無線局並びにその自動識別装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同三三二）　七
○三四七・七MHzを超え三五一・九MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の周波数を定める件を廃止する件（同三三三）　八
○簡易無線局であって二以上の送信装置を含めて単一の無線局として申請することができるものを定める件を廃止する件（同三三四）　八
○陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件（同三三五）　八
○電波法第六条第八項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件（同三三六）　九
○既設電気通信業務用基地局の無線設備の設置場所に係る区域を定める件の一部を改正する件（同三三七）　一〇
○電波の特性その他の事項を勘案した周波数の範囲を定める件の一部を改正する件（同三三八）　一二
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学一五五、一五六）　三
○外国人漁業の規制に関する法律施行令第三条の規定に基づき、同条の農林水産大臣の指定する船舶を定める件の一部を改正する件（農林水産一九六六）　一三
〔叙位・叙勲〕　一七
〔褒　賞〕　三六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四〇
特殊法人等
阪神高速道路株式会社都市計画事業、企業年金基金変更、弁理士登録関係　八一
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　八二
会社その他
会社決算公告　八三

省令

総務大臣　村上誠一郎

○総務省令第九十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月五日

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（免許の単位） **第二条**　［略］ ［2～8　略］ 9　移動する無線局のうち、構内無線局であつて総務大臣が別に告示するもの、アマチュア局、ラジオ・ブイの局であつて総務大臣が別に告示するもの及び送信装置ごとに申請することが不合理であると認められる無線局については、第一項の規定にかかわらず、二以上の送信装置を含めて単一の無線局として申請することができる。	（免許の単位） **第二条**　［同上］ ［2～8　同上］ 9　移動する無線局のうち、構内無線局であつて総務大臣が別に告示するもの、アマチュア局、ラジオ・ブイの局であつて総務大臣が別に告示するもの、簡易無線局であつて総務大臣が別に告示するもの及び送信装置ごとに申請することが不合理であると認められる無線局については、第一項の規定にかかわらず、二以上の送信装置を含めて単一の無線局として申請することができる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年十二月一日から施行する。